

平成24年度事業計画書

首都東京から排出される産業廃棄物は年間約2千3百万トンを超える膨大な量であり、これを適正に処理しリサイクルを推進していくうえで、産業廃棄物処理業者の果たすべき役割は極めて重要である。また、循環型社会の実現のためには、排出事業者、処理業者、都民、行政が責任と役割を踏まえ、具体的な連携・協働を活性化することが望まれている。

このため、協会は、適正処理の推進を基本として活動してきたが、23年度においては、改正廃棄物処理法等の施行への対応、23年3月に発生した東日本大震災の被災者支援、災害廃棄物の広域処理支援への参画・協力、放射性物質汚染対処特措法への対応、使い捨てライター回収事業の実施など、東京都と連携し、積極的に事業を展開してきた。また、中間処理委員会、法制度検討委員会を新たに設置し、組織の充実を図った。

24年度においては、適正処理の推進を基本としつつ、引き続き災害廃棄物及び放射性廃棄物問題などの課題に取り組むとともに、中間処理や法制度を含め随時発生する諸問題に臨機応変に対応する一方、会員サービス改善などにより会員増強に努めていく。また、25年度の新法人への移行を実現するため必要な準備を進めていく。

1. 適正処理推進事業（1・2・3号事業）

（1）調査研究事業〔公益的事業〕

1) 調査研究

廃棄物・リサイクルの分野においては、大きな社会経済状況の変化の中で、解決すべき課題は多岐にわたっている。このため、制度改正や静脈産業の海外展開・国際化も視野に入れ、適正処理の推進と循環型社会の進展に向けた調査研究を行い、国や東京都などに対し、提案・要望を行う。

2) 普及啓発

調査研究の成果を含め、ホームページ等により、広く一般に普及啓発を行う。

（2）研修事業〔公益的事業〕

1) 一般研修事業

適正処理とリサイクルを広く推し進めていくため、協会主催や東京都、東京商工会議所などの協力を得た共催形式の研修会を実施する。

2) 講習会事業（許可申請に関する講習会）

東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、主催機関である(財)日本産業廃棄物処理振興センターに協力して実施する。

① 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受け、業を的確かつ継続して行うために必要な専門的知識及び技能を取得させることを目的とする。

新規講習会	産業廃棄物 収集運搬課程	6 回
	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	1 回
更新講習会	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	6 回
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処分課程	1 回

② 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することになっているが、その資格を取得しようとする者に対して、業務を適正に遂行するために必要な専門的知識及び技能を習得させることを目的とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	17 回
-----------------------	------

(3) 相談指導事業〔公益的事業〕

廃棄物処理法及び関係法令の改正、行政の指導・監視の強化、廃棄物の多様化・複雑化等を背景とし、協会への問い合わせが多数寄せられている。これに的確に対応するため、引き続き専任相談員を中心に下記の相談指導業務を着実に実施していく。

- ① 廃棄物の定義・区分に関すること
- ② 収集運搬、処理施設、処分先の紹介、斡旋に関すること
- ③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)、電子マニフェストに関すること
- ④ 許可申請講習会に関すること
- ⑤ 廃棄物処理にあたっての契約方法等、法律問題に関すること

2. 環境対策事業（7号事業）

(1) 環境活動〔公益的事業〕

環境問題に対する関心の高まりの中で、社会的・公益的役割を積極的に果たしていくために、①さまざまな環境活動への参加、②次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動を環境活動事業と位置付けて取り組んでいく。また、必要な公益寄付を行う。

(2) 環境対策事業〔公益的事業〕

産業廃棄物によって生じたと認められる環境問題に対応するため、行政からの要請等を踏まえつつ、協会の社会的使命として対応することが妥当であると認められた場合に必要な対策を行う。

(3) 災害廃棄物対策事業〔公益的事業〕

引き続き東京都などと連携・協力し、災害廃棄物処理活動を必要に応じ行う。また、

東京直下型地震等の被害想定の見直しにあわせ、災害廃棄物対策の再検討を行うとともに、活動を適切に行えるよう随時、体制の見直し、演習等を行っていく。

3. 普及事業（4・5・6・7号事業）

(1) 普及事業〔その他事業〕

1) 普及・広報活動

東京産業廃棄物協会の諸活動について、処理業者、排出事業者をはじめ、広く社会に向け積極的に協会ホームページ等を活用し普及・広報活動を行う。また、必要に応じ、処理業者に対する適正処理の推進・確保に向けた支援・助成を行っていく。

2) 協会発行図書等の有償頒布

「マニフェストシステムがよくわかる本」((公社)全国産業廃棄物連合会 発行)等の有償頒布、車両表示板製作斡旋等を行う。

3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)普及事業

廃棄物処理法で義務づけられている産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、(公社)全国産業廃棄物連合会及び建設六団体副産物対策協議会から販売を受託する。また、(公社)全国産業廃棄物連合会を挙げて取り組んでいる電子マニフェストの普及について、引き続き加入を促進し普及に努める。

(2) 機関誌の発行事業〔その他事業〕

昭和58年4月に創刊した機関誌『とうきょうさんぱい』は、常に確実性と速報性に富んだ会員に対する基本的な情報伝達手段として、その成果を挙げてきた。

引き続き会員必携の機関誌として、より親しまれ迅速的確な情報提供をするよう、一層の内容の充実を図っていく。

(3) 会員事業〔その他事業〕

協会の目的達成のため、会員の増強を図るとともに、適正処理・資源循環に向けた士気の高揚と事業の発展に資するよう交流事業を行う。

具体的には、以下の事業を行う。

1) 会員研修事業

会員向けの各社共通課題に対する研修を、職層やテーマに応じて効果的に実施していく。内外処理施設の見学研修などにより見聞を広めるとともに、事例研究などにより会員のスキルアップを図る。また、話題に即した講演会などを開催し、会員の視野を広げていく。

2) 会員交流・増強事業

- ① 会員の交流・連携強化と協会の活性化を図るため、総会後の懇親会等の交流事業を行う。また、部門別の交流・活性化を図るため、多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に展開していく。さらに、協会ホームページを改善し、会員の情報交換・交流に活用できるようにする。

なお、平成26年には法人化30周年を迎えるため、記念事業の準備を進めるとともに、記念事業積立金の積立を継続する。

- ② 会員数の維持・増加を図るための活動を積極的に展開していく。また、会員の協会への関心と貢献を高めるため、新入会員懇談会等の事業を行うほか、引き続き賛助会員への対応の強化に努める。
- ③ 協会事業の進展のため、(公社)全国産業廃棄物連合会、関東地域協議会の諸活動に積極的に参画していく。また、排出事業者等の諸団体と、適正処理の推進と業界発展に向け活発に協力・交流を進めていく。

3) 顕彰・表彰事業

① 優良従事者表彰

顕彰・表彰規定（昭和63年12月施行）により、下記を基準として、会員各社選抜のうえ協会に推薦し、協会理事会に設置する表彰候補者選定委員会に付議し、優良従事者を決定する。24年度においても5月に開催する定時総会において、15名程度を表彰する。

〔推薦の基準〕産業廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分業務に10年以上従事し、年齢40才以上の者で、業績が顕彰・表彰規定第3条に該当する者

② 特別表彰

上記推薦基準にある従事年数、年齢にとらわれず、特に産業廃棄物処理に関する処理技術の開発、改善及び作業の合理化、改善等により功績があったと認められる者、並びに業界発展に著しい功績があったと認められる者について表彰を行う。

③ 安全衛生表彰

安全衛生活動の推進に寄与するため、功績のあった者について表彰を行う。

4. 管 理 運 営

24年度においても、産業廃棄物処理業界にとって厳しい状況が続き、会員数の減少や許可申請講習会の受講者数の減少が予測されるなど、協会運営には予断を許さないものがある。産業廃棄物処理業界に対する社会的要請にこたえつつ、協会活動の活性化と財務体質の強化を図るために、引き続き組織率の向上と経費節減に努める。

また、これまで新法人への移行については、事業収支や定款変更案について慎重に

検討してきたが、24年度においては、新定款その他必要な事項を決定し、25年度の一般社団法人への移行の実現を目指す。

5. 委員会活動

(1) 総務委員会

総務委員会は、協会活動の基本事項、他の委員会・部会に属さない事項の検討と、複数の委員会・部会に横断的に関係する事項の調整を行う。また、具体的な事項について検討、調整を行うため、必要に応じて分科会を設置していく。

24年度は、「30周年記念事業検討会」のほか、制度改正に適切に対処していくため、「法制度検討委員会」において、諸課題の集約を行うとともに、知識の習得と討議を重ねつつ論点整理をすすめていく。また、災害廃棄物の広域処理支援が落ち着いた段階で、東京における災害廃棄物について分科会を設け検討を始める。

(2) 広報委員会

基本方針は例年通り、「正確な情報を迅速に発信」を継続する。文字情報としては『とうきょうさんばい』の発刊を継続するが、協会ホームページの更新に合わせ、電子媒体による情報の発信にも注力していく。

法改正関係は一段落の年度であるが、協会としても法制度の検討を随時行う体制が整ったので、検討の経緯等を速やかに会員に伝え、その中で会員からの意見も吸収し発信していく。また、労働安全衛生の向上に関する情報の入手と伝達にも引き続き尽力していく。

まもなく協会も30周年を迎えるが、30周年に際しての記念行事、発刊物等に関する検討を開始する。

景気動向が気になる状況が継続しそうであるが、会員数の減少に歯止めをかけるためにも会員向け専用ページを開設し、会員へ常時有益な情報を発信し、過去に発信した情報の概念にとらわれずに新しい概念も逐次取り入れていく。

(3) 中間処理委員会

中間処理業は、言うまでもなく排出事業者や収運業者との関連が深く、適正処理の点からも非常に重要な位置を占めている。

委員会としては、平成23年12月に発足したばかりであるが、中間処理の範囲が広範囲なため、まず、分科会（焼却、中和・脱水、破碎・圧縮の3分科会）を設置の上、具体的な検討を行う。

また、中間処理業の抱える諸問題、資源循環・リサイクルに関する事項について調査・検討を行っていくが、行政等からの諮問にも応えられる体制を整備していく。

さらに、現在、放射性物質汚染対処特措法への対応という大きな課題がある。

これらを解決していくには、様々な面から会員の参画が必要不可欠であり、その中で共有の情報を持つことが大変重要であるとともに、そのことを通じて会員増強も図

っていく。その一環として、専門家等を招いた研修会も定期的を開催し、委員の知識向上に努めていく。

(4) 安全衛生推進委員会

企業の経営資源は、人・金・物・情報と言われている。特に従業員は企業にとって掛け替えの無い宝であり、その宝を失うことの無いよう、交通災害を含む労働災害の防止及び従業員の健康の保持増進に努めることは、企業にとって最優先事項の一つである。

24年度も協会員の安全衛生活動の推進を図るため研修会・講演会を行い、各企業が有効に活用し、危険に関する感受性を高め、事故や災害、疾病の予防に役立つようにする。また、労働安全衛生に対する意識高揚を図るためにも引き続き表彰制度を整備していく。

(5) 医療廃棄物委員会

23年度は、まず3.11を踏まえて東日本大震災の実態把握、及び東京に地震が発生した場合の危機管理を学ぶため、アミタ持続可能経済研究所の講師を招いてセミナーを行い、非常時における業者間の横の連携の重要性、また、日頃1社のみ契約でなく、複数社との契約がリスク回避につながることを学んだ。

また、以前より業界のテーマとなっていたWDS（廃棄物データシート）の活用ポイントについて、有害・医療廃棄物研究会より講師を招いて、直近の情報を収集して解決策を学んだ。

このように24年度も「今、ここで、何を把握しなくてはならないかを1つのポイントとして、協会会員に役立つような活動を展開してく。BCP（事業継続計画）のセミナーなど有意義なセミナーの実施や、医療廃棄物処理の使用に適した独自のWDS（廃棄物データシート）の作成等を目指す。また、23年度7月に委員が外部のセミナーにパネラーとして出席したことも良い経験になったので、24年度も積極的に外のセミナーに手を挙げていこうと考えている。

(6) 収集運搬委員会

災害廃棄物処理活動において、東京直下型地震を想定し、現実に即した対応方法の検討を行う。「資機材等保有アンケート」から実働可能なものを再度作成し、まずは協会のホームページからの緊急連絡で、各エリアリーダーが即座に行動できるようにしていく。

「産業廃棄物収集運搬業社内管理体制構築のすすめ」講習会は、安全衛生推進委員会と合同で、これまで2回行っているが、今後充実させていくための方策を検討する。

また、(公社)全国産業廃棄物連合会・収集運搬部会の検討内容を逐一委員会に報告し、収集運搬業者の格上げを目指す。

収集運搬の再委託、緩和措置の問題については、法制度検討委員会とも調整を取り検討していく。

24年度もおおよそ2ヶ月毎に1回委員会を開催し、施設見学会は年1回の実施予定とする。

(7) 建設廃棄物委員会

昨年は東日本大震災が発生し、甚大な被害をもたらした。当委員会の活動もその影響を受け、年度当初の活動スケジュールを変更せざるを得ない状況となってしまった。

現状においてもリーマンショック以降の景気低迷が続いており、企業の持続的経営が困難な状況となっている。建設業界においても同様に厳しい状況が続き、建設廃棄物排出量の縮小が予想される。

こうした状況下、当委員会の活動の一つとして、昨年4月に排出事業者責任の強化等を目的とし施行された改正廃棄物処理法が、建設業界において更なる適正処理の推進に反映されるよう「懇話会」等を通して取り組んでいきたい。具体的には、排出事業者、処理業者合同の施設見学会や情報交換会等を行っていくと同時に、東京都産業廃棄物対策推進協議会建設廃棄物適正処理部会にも積極的に参画していく。

また、昨年3月東京都と関係諸団体が「再生砕石の利用推進に係る共同宣言」を行ったが、現状においても、再生砕石の利用量の増加は見られない為、当委員会で利用先の拡大について積極的に取り組んでいきたい。

さらに、23年度の活動計画であった「懇話会」活動の推進、情報の的確な把握、解体工事業者との情報交換の強化、建設汚泥の再利用、「石綿含有廃棄物」「石膏ボード」の分別排出の徹底、処理の適正化の課題にも引き続き取り組んでいきたい。

(8) 多 摩 支 部

東日本大震災の発生や原発事故、また急激な円高の進行が追い打ちをかけるなど厳しい社会情勢の中、24年度の多摩支部の取り組みとしては、災害廃棄物の法令等及び処理状況の情報共有、災害に備えた支部内の連携強化なども取り入れながら、会員にとって的確で時宜を得た講習会の実施等を計画していく。

また例年通り、東京都多摩環境事務所との適正処理意見交換会をはじめ、研修会や先進的な設備や高度な技術を持った施設の見学会などを通じ、会員相互の情報の提供や発信の場として、また、より一層の親睦を深める機会となるよう積極的に支部の活動を推進していく。

(9) 青 年 部

24年度は、(公社)全国産業廃棄物連合会事業の「CSR2 プロジェクト」の推進と部員相互のネットワーク強化・教育研修に取り組んでいく。

「CSR2 プロジェクト」については、環境保全、社会貢献、ガバナンスと情報開示等、産業廃棄物処理業界にとっての必要性や各社の取り組みを基に、今後どのように展開できるか検討を行う。教育研修については、23年度と同様に部員各社の事業紹介を行うことにより、部員間のネットワーク強化を図り業界の生抜くすべを養っていく。

また、23年度は女性部との「アースデイ東京 2011」への合同参加、被災地復興支援や収集運搬員会との合同視察見学会を実施したが、24年度も引き続き行い、ボランティア活動や他県青年部との交流も実施していく。

(10) 女 性 部

23年度は、産業廃棄物の原点を訪ねる企画として、熊本県水俣市において視察研修を実施した。実際に現地を訪れた事で多くを学んだが、その一つとして、水俣市は「環境都市・水俣」へ生まれ変わる為の取り組みとして、小学生に対する環境教育に力を入れ、積極的に行っていた。ここからヒントを得て、24年度は女性部版の「環境学習」を新たに検討していく予定である。

また、近隣県協会の女性部との連携を深め、その関係を強化しながら、女性ネットワークを全国に拡大していけるようなイベントを合同開催として企画していきたい。

また、外に向かう活動と同時に、部員間のコミュニケーションを密に取れる部内勉強会も随時開催していく。